

重要事項説明書

指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービス、健康保険法等の関係法での訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

令和6年6月1日現在

1. 訪問看護を提供する事業者について

事業者名称	合同会社 Total Vision
主たる事務所の所在地	〒003-0012 札幌市白石区中央2条6丁目6-15-205
代表社員名	松村 健児
TEL	011-827-9784

2. ご契約者へ訪問看護サービスを担当する事業所について

(1) 事業所の所在地など

事業所名称	訪問看護ステーションエース		
所在地	〒062-0041 札幌市豊平区福住1条1丁目10-1アーバン館福住1F		
開設年月	平成29年7月1日		
事業所指定番号	第0160590949号		
管理者氏名	岩間 知美		
サービス提供地域	札幌市、北広島市、江別市		
TEL	011-850-0035	FAX	011-850-0036

サテライト事業所

事業所名称	訪問看護ステーションエースサテライト		
所在地	〒065-0031 札幌市東区北31条東1丁目7-1山晃ビル2F		
開設年月	令和2年1月1日		
事業所指定番号	第0160590949号		
管理者氏名	岩間 知美		
サービス提供地域	札幌市、北広島市、江別市		
TEL	011-214-9045	FAX	011-214-9046

(2) 事業の目的、運営方針

事業目的	要介護状態と認定されたもしくは医師により訪問看護の指示があったご契約者に対して看護のサービスを提供し居宅においてご契約者が有する能力に応じた可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。
運営方針	24時間体制でご契約者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。 事業の実施に当たっては人員の確保、教育指導に努め、ご契約者個々の主体性を尊重し地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

(3) ご利用事業所の職員体制 (令和6年6月1日現在)

職種	従事する業務内容	人員
管理者	職員管理業務など	1名
訪問看護師	サービス利用の受付・訪問看護計画の作成 訪問看護サービスの提供	2.5人以上（正看護師） 1人以上（サテライト）
理学療法士	訪問看護計画の作成 訪問看護サービスの提供	0人以上（理学療法士）
作業療法士	訪問看護計画の作成 訪問看護サービスの提供	0人以上（作業療法士）

(4) サービス提供日時

サービス提供日時	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時半まで
休業日	土日祝日 12月30日から1月3日は休み

※ 緊急時訪問看護加算、24時間対応加算契約利用者に対しては
24時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

3. サービスの利用方法

当訪問看護事業所の担当看護師が訪問看護計画書に基づいてサービスを提供します。

4. 訪問看護サービスの内容

- ・身体状況や病状の観察と療養指導
- ・栄養、清潔、排泄などの日常生活援助と助言
- ・機能訓練などのリハビリテーション
- ・認知症の方の看護とご家族への相談・支援
- ・小児の訪問看護とご家族への相談・支援
- ・ターミナルケア
- ・介護相談や指導、精神的支援などご家族への支援
- ・福祉用具や住宅改修のアドバイス
- ・医療処置や医療機器の管理、点滴などの輸液管理（主治医の指示がある場合）

5. サービス利用料および利用者負担

別紙記載しておりますのでご参照ください。

ご利用者の都合により、サービスの利用をキャンセルする場合は、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。連絡がなく訪問看護師がおうちに伺った場合はキャンセル料を請求させていただきます。但し、ご契約者の急変、急な入院等のやむを得ない事由がある場合は、請求いたしません。

キャンセル料 500円

料金の請求及びお支払方法

利用料・その他費用の請求方法	・ 毎月 15 日前後に前月分の請求書を持参もしくは郵送いたします。
お支払い方法	・ ご指定の口座からの「自動引落し」とさせて頂いておりますので、手続きをお願い致します。 ・ 毎月 26日に引落しさせていただきます。

6. ご利用にあたってのお願い

- (1) 介護保険被保険者証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更の生じた場合は必ずお知らせください。
- (2) サービスの提供は「訪問看護計画書」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画書」は、ご利用者様等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 事業者はご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、その他関連法令等を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

- (2) 事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得たご様及びそのご家族様の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。利用者
また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (3) 事業者は、従業者に、業務上知り得たご利用者様又はそのご家族様の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

8. 事故発生時の対応方法について

- (1) ご利用者様に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者様の家族、ご利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) ご利用者様に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 万一事故が生じた場合にはその原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しております。

保険会社名	一般社団法人 全国看護事業協会
保険名	訪問看護事業者総合保障制度加入者証
補償の概要	対人・対物・管理財物賠償補償その他事業者が法律上の賠償責任を負った場合の補償

9. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。
虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者：久保 周平
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたとされる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 成年後見制度の利用を支援します。
- (7) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

10. 衛生管理について

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

1 1. 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2. ハラスメント

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (ア) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (イ) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (ウ) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 3. 緊急時の対応

（介護予防）訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変などが生じた場合には必要に応じて臨機応変な対応を行うとともに必要時は速やかに主治医に連絡を行い指示を求めるなどの対応をします。

1 4. 相談窓口・苦情対応

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

TEL	011-850-0035
FAX	011-850-0036
担当者	岩間 知美
その他	相談・苦情については所長及び担当訪問看護師が対応します。不在の場合でも対応したものが必ず「苦情相談記録表」を作成し担当者、管理者に引継ぎします。

行政機関その他苦情受付

北海道国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地：札幌市中央区南2条西14丁目 TEL：011-231-5175 対応時間：月～金曜日 午前9時から午後5時
札幌市保健福祉局高齢保健福祉部 介護保険課	所在地：札幌市中央区北1条西2丁目 TEL：011-211-2547

2025 年 月 日

指定訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

所在地 札幌市豊平区福住1条1丁目10-1アーバン館福住1F
事業所 訪問看護ステーションエース

氏名 岩間 知美 _____

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住所 _____

氏名 _____

代理人（代理人を選定した場合）

氏名 _____